

## 令和6年度河北町空き家等除却事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図るため、今後も使用が見込まれない空き家を除却する工事を行う所有者等、又は周囲に対して老朽化等により危険な状態にある特定空き家を除却する工事を行う所有者等に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 河北町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第1号）第2条第1号に規定する「空き家等」をいう。
- (2) 特定空き家 河北町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第1号）第2条第2号に規定する「特定空き家等」をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、河北町の町税等の滞納がない者（個人に限る。）及び河北町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、暴力団密接関係者でない者とする。

- (1) 補助対象建物の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は固定資産税課税台帳の納税義務者）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) その他町長が特に認める者

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する空き家又は特定空き家（以下「補助対象空き家等」という。）を除却する工事であって、次条に規定する事業者と契約を締結する工事とする。

- (1) 河北町内に存するもの
- (2) 建物が共有財産又は複数人の相続財産である場合は、他の共有者全員又は相続人

全員から当該建物の除却についての同意を得られているもの。ただし、財産としての価値を失った特定空き家を民法（明治29年法律第89号）第252条第5項に規定する保存行為として除却するときは、この限りでない。

(3) 建物の所有者と建物が所在する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者から建物の除却について同意を得られているもの

(4) 所有権以外の権利が設定されていない建物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者全員から除却についての同意を得られているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象としない。

(1) 第9条の規定による補助金の交付の決定前に着手した工事

(2) 建物の一部を除却する工事

3 前2項の規定にかかわらず、特に町長が認めるものについては、補助対象工事とすることができる。

（補助対象工事に係る事業者）

第5条 補助対象工事に係る事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条に規定する解体工事業の登録を受けた事業者とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象空き家等の除却に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）と、国土交通大臣が当該年度に定める標準建設費のうちの除却工事費のいずれか低い方の額とする。

2 前項の補助対象空き家等の除却に要する工事費とは、次に掲げるものとする。

(1) 建物の解体に要する工事費

(2) 建物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、建物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、建物の解体に要する諸経費（建物に附属しない工作物、建物の外にある家財道具、車両、機械及び立木等の撤去及び処分費を除く。）

(補助金の額等)

第7条 空き家にかかる補助金の額は、補助対象経費の額に10分の4を乗じて得た額で、40万円を限度とし、特定空き家にかかる補助金の額は、補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額で、80万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、河北町空き家等除却事業費補助金交付申請書(兼)同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 第3条第2号に該当する場合は、相続関係が確認できる戸籍謄本等

(3) 第3条第3号に該当する場合は、委任状(様式第3号)

(4) 建物の所有者(未登記の場合は納税義務者)が確認できる登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳の写し)等の書類

(5) 工事計画書(様式第4号)

(6) 建物の延床面積が確認できる平面図等の書類

(7) 現況写真(特定空き家においては、建物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの)

(8) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)

(9) 建物が共有財産又は複数人の相続財産である場合は、他の共有者全員又は相続人全員の同意書(様式第4号-1)。ただし、財産としての価値を失った特定空き家を民法(明治29年法律第89号)第252条第5項に規定する保存行為として除却するときは、この限りでない。

(10) 建物の所有者と建物が所在する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書(様式第4号-1)

(11) 建物に所有権以外の権利が設定されている場合はその権利に係る者の同意書(様式第4号-1)

(12) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速

やかに補助金の交付の可否を決定し、河北町空き家等除却事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（工事の変更又は中止）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ河北町空き家等除却補助事業変更（中止）申請書（様式第6号）に変更又は中止の内容を示す書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付決定者に対し河北町空き家等除却補助事業変更（中止）承認（却下）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する軽微な変更とは、補助金の申請額を変更する必要がない補助対象空き家等の除却に要する工事費の変更を行うものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、河北町空き家等除却事業費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績の報告が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、河北町空き家等除却事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、河北町空き家等除却事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第14条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備

え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して10年間これを保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。